

税関の執務時間外における通関体制の整備について（個別通達）改正

| 新 | | | | | | 旧 | | | | | |
|--|------------------|----------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--|------------------|----------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1. 執務時間外の通関体制を整備する官署及び時間 執務時間外の通関体制を整備する官署及び常駐させる時間帯は下表のとおりとする。 | | | | | | 1. 執務時間外の通関体制を整備する官署及び時間 執務時間外の通関体制を整備する官署及び常駐させる時間帯は下表のとおりとする。 | | | | | |
| 税関名 | 官署名 | 平日夜間 | 土曜日 | 日曜日 | 休日 | 税関名 | 官署名 | 平日夜間 | 土曜日 | 日曜日 | 休日 |
| 函 館 | 稚内税関支署 | 17時から 19時まで | | | | 函 館 | 稚内税関支署 | 17時から 19時まで | | | |
| 東 京 | 大井出張所 | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注1) | 東 京 | 大井出張所 | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注1) |
| 横 浜 | 本関 | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注2) | 8時30分 から17時 まで(注1) | 横 浜 | 本関 | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注2) | 8時30分 から17時 まで(注1) |
| | 川崎税関支署 東扇島出張所 | 17時から 19時まで | | | | | 川崎税関支署 東扇島出張所 | 17時から 19時まで | | | |
| 名古屋 | 本関 | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注2) | 8時30分 から17時 まで(注1) | 名古屋 | 本関 | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注2) | 8時30分 から17時 まで(注1) |
| | 清水税関支署 興津出張所 | 17時から 19時まで | 8時30分 から12時 30分まで | | | | 清水税関支署 興津出張所 | 17時から 19時まで | 8時30分 から17時 まで | | |
| | 四日市税関支 署 | 17時から 19時まで | | | | | 四日市税関支 署 | 17時から 19時まで | | | |
| 大 阪 | 南港出張所 | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注2) | 8時30分 から17時 まで(注1) | 大 阪 | 南港出張所 | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注2) | 8時30分 から17時 まで(注1) |
| 神 戸 | ホ-トアイランド'出 張所 | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注2) | 8時30分 から17時 まで(注1) | 神 戸 | ホ-トアイランド'出 張所 | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注2) | 8時30分 から17時 まで(注1) |

税関の執務時間外における通関体制の整備について（個別通達）改正

| 新 | | | | | | 旧 | | | | | |
|-----|--------|--------|------------------------|------------------------|----------------------|--------------------------------|--|--|--|--------------------------------|--|
| | | 広島税関支署 | 17時から 19時まで | | | | | | | | |
| 門 司 | 田野浦出張所 | | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | | 8時30分 から17時 まで(注1) | | | | 8時30分 から17時 まで(注1) | |
| | 博多税関支署 | | 17時から 21時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注1) | | | | 8時30分 から17時 まで(注1) | |
| | 下関税関支署 | | 17時から 19時まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで | 8時30分 から17時 まで(注1) | | | | 8時30分 から17時 まで(注1) | |
| 長 崎 | 本 関 | | 7時30分 から8時 30分まで | 7時30分 から8時 30分まで | | 7時30分 から8時 30分まで (注1) | | | | 7時30分 から8時 30分まで (注1) | |

(注1) 休日の対応

東京税関大井出張所、横浜税関本関、名古屋税関本関、大阪税関南港出張所、神戸税関^ホ-トアイト^ド出張所並びに門司税関田野浦出張所、博多税関支署及び下関税関支署においては、1月1日は職員を常駐させないこととする。

また、長崎税関本関においては、12月30日から1月3日までは職員を常駐させないこととする。

(注2) 監視部取締部門と特別通関部門等との連携

横浜税関本関、名古屋税関本関、大阪税関南港出張所及び神戸税関^ホ-トアイト^ド出張所の日曜日については、監視部取締部門と執務時間外の通関体制を整備する官署の特別通関部門等が連携して、執務時間外の通関需要に的確に対応する。

(注1) 休日の対応

東京税関大井出張所、横浜税関本関、名古屋税関本関、大阪税関南港出張所、神戸税関^ホ-トアイト^ド出張所並びに門司税関田野浦出張所、博多税関支署及び下関税関支署においては、1月1日は職員を常駐させないこととする。

また、長崎税関本関においては、12月30日から1月3日までは職員を常駐させないこととする。

(注2) 監視部取締部門と特別通関部門等との連携

横浜税関本関、名古屋税関本関、大阪税関南港出張所及び神戸税関^ホ-トアイト^ド出張所の日曜日については、監視部取締部門と執務時間外の通関体制を整備する官署の特別通関部門等が連携して、執務時間外の通関需要に的確に対応する。

(注3) 神戸税関広島税関支署の土曜日及び日曜日は、隔週の対応とする。

2～4 (省略)

2～4 (同左)